

修士論文要旨（令和三年度）

令和三年度に提出された修士論文は、文学研究科文化財史料学専攻十八編、社会学研究科社会学専攻（臨床心理学コース）六編の、合わせて二十四編である。

各論文の要旨を次に掲載する。

南宋前半期の国家財政における「和糶」と「賑糶」

沖* 本 将 晃

本論文は、宋代の国家財源確保の一部として、政府が民間から穀物を買上げる「和糶」と救済措置として民間に穀物を安価で売り出す「賑糶」について考察したものである。また、扱う時代は南宋前半期における初代の皇帝高宗（一一二七年）から四代目の皇帝寧宗（一二二四）までの期間を取り上げる。また、南宋期において政府が過度な徴収を行い、民衆を苦しめていたとされる和糶の先行研究を紹介し、弊害ばかりが目立つにも関わらず、存続した意義を探る。

第一章「北宋期までの和糶」では、和糶制度自体を捉え直すために、和糶の起源にまで遡り、その定義について触れ、南宋期において継承された点を考察する。本章では唐代後半から和糶が軍糧確保と救荒備蓄を目的として盛んに行われたことが注目される。また北宋については、三、四代目の真宗・仁宗期から北方に対する国境守備軍の軍糧確保の需要が高まったが、河北や陝西等の地では土地が豊かでなく、生産性が乏しく生産者である農民に和糶を行うことが出来ないため、土

地が肥沃で生産性のある東南地方を和糶の対象地とし、首都の開封に輸送する体制が整えられたことを解明した。

第二章「南宋前半期における和糶」では、南宋期において和糶の弊害が目立った要因を探求するために、目的として行われる軍糧確保と救荒備蓄とを考察し、和糶による徴収方法に関する問題の有無を検討する。また本章では、軍糧確保が戦時中に優先して行われ、救荒備蓄がどちらの場合においても豊作時に行われ、災害時には和糶の免除や減額等の措置が取られていたため、和糶の目的がその時の国際情勢や豊凶の状況などを鑑みて、実施されていることを解明した。

第三章「南宋前半期における賑糶」では、まず南宋期に救済措置として行われた賑糶・賑濟の目的や実施方法を考察し、政府がそれを民衆に対して行った理由を検討する。それを解明するために、二代目の孝宗期に賑糶に関する事例が急激に増加したことについて着眼し、

その理由が流民の増加と孝宗による民心収攬政策と関連することを取り上げた。またそれにより、賑糶が当時の国際情勢と政治路線と結びつき、民衆に対して行う単なる救済措置として捉えるべきではないことを解明した。

第四章「救済用倉庫について」では、従来の研究で南宋期に救済用倉庫として機能していないとされてきた常平倉と義倉を考察し、それらが一定以上機能していたことを証明する。またそれらが機能していなかった要因についても検討する。本章では常平倉・義倉、紹興の末年に新設された豊儲倉を通じて、和糶が賑糶用の米を補充する為の措置として行われており、和糶と賑糶との関係性が強化され、和糶が救済措置と結びつく性質があったことを解明した。

以上の考察の後、和糶が救済用倉庫を通じて賑糶用の米の補充を行うことにより、救済措置を支援するものであることが解明された。また、和糶が救済用倉庫や賑糶等と結びつき、民衆に対する救済措置を支援していたことが解明されたことにより、南宋期において存続した意義を見出せた。

日韓に伝存する半跏像の比較検討を通じた中宮寺像の位置づけ

金*
徳
和

日韓に伝存する半跏像の研究史を辿るとともに、多くの作品の比較検討を通じて半跏像の様式的な系譜を把握する。その上で、現在中宮寺に本尊としてまつられる木造菩薩半跏像について、歴史、様式、時代性など一般的な把握を行い、とくに同像が韓国の半跏像とどのような関連や影響関係を持つのかという点に焦点をあてながら、同像の位置づけを行うことを目的とする。全体は、以下の三章で構成している。

第一章では、日韓半跏像の研究史や百済・新羅時代の半跏像について検証する。百済の主要な半跏像には、六世紀前半の中国南北朝様式が現れるのが通例であるが、それは長身かつ偏平な体躯に、厚手でしかも観念的に表された衣文と、柔らかかみの加わった褶襞表現に特徴がある。また、右膝に裳裾が波状にまといつく様、左右の腰から吊り下げられた腰佩垂飾では、真つ直ぐ左右対称に垂下する腰帯の表現が見られ、膝下には「U字形」の衣文表現が見られるなどの特色が挙げられる。七世紀初頭の百済半跏像は、中国斉隋様式の影響を色濃く示す。特に、瑞山磨崖仏の半跏像にみられる童顔を思わせる表現、半跏した右膝下の段層的

に大きく折りたたんだ衣文表現や蓮華座の形式などは、百済末期の特色といえる。これに対して新羅の半跏像は、その源流と思われる様式が中国北斉の作品に求められる。山東省青州出土石造半跏思惟像はそれに当たる作品として例示できる。そして注目されるのが腰佩垂飾の表現で、とくに玉環の表現において、輪通し繋ぎとは違って綬帯が上下で分離されるが、これは国宝八三号像から広隆寺像、奉化北枝里像と展開する特色である。また、腰佩垂飾のデザインが左右で異なっているのも、新羅半跏像であることを判明する手掛かりとなる。

二章では中宮寺半跏像に関する歴史、像の概要、中宮寺像の研究史などについて述べる。中宮寺像の制作年代を考える上で特に注目したのは、金子啓明氏の様式的視点による考察である。氏は中宮寺像には飛鳥期の仏像形式と白鳳期のそれとが共存しており、制作時期を飛鳥時代に求めるとこは難しいと論じる。そこで改めて飛鳥・白鳳期にみられる仏像の特色を検証し、中宮寺像にみられる飛鳥的な要素と白鳳的な要素の混在を検討した。中宮寺像には、たしかに表現の穏やかさ

や奥行き表現において白鳳期的な特徴も認められるが、飛鳥彫刻の典型作例である法隆寺金堂釈迦三尊像に見られる造形の特徴というべき神秘性、抽象性、非写実性、装飾性などが重要な要素として踏襲されており、これがまず重要な視点と考える。

韓国の半跏像は、時代によって変化していくが、これらが飛鳥時代の半跏像の造像に影響を与えたことは法隆寺献納宝物や広隆寺像などから確認できる。これらを念頭に入れつつ、飛鳥・白鳳期の様式を合わせもつ中宮寺像の特色を、韓国半跏像との関係も加えた様々な面から比較検討する。まず、中宮寺像の双髻については、中宮寺が尼寺であったことを背景として、意図的に女性性を強調するための表現の一部であるという説もあるが確かではない。韓国の仏像では、双髻を表す仏像の事例は、朝鮮時代の文殊菩薩像などにわずかに見られる程度である。日本の場合も、双髻は七世紀後半から末の仏像などに見られ特徴で、飛鳥時代には見られない形といえ、主要な遺品としては中宮寺像のほか法隆寺金堂天蓋の奏楽飛天などに確認できる。つまり日本において双髻は、菩薩像を表す一つの形式であるとはいえるが、それは韓半島の影響より、中国の影響と考えるのが自然と思われる。大阪市立美術館蔵の菩薩交脚龕像が好例である。次に注目するのは、中宮寺像の頭部に残存している釘穴である。この痕跡からみると、当初宝冠が存在したことは確実であるが、宝冠の形態や大きさには想定し難い。ただ宝冠の形態が国宝八三号像や広隆寺像のようなシンプルな三山冠または、慶尚南道梁山で出土された金銅菩薩半跏像のよう

に、化仏が宝冠に現れたものであれば、新羅の系譜に属する像であると考えられる。しかし、現在まで行われた中宮寺像についての研究成果などからみると、中宮寺像の宝冠は、百済観音像や夢殿救世観音像と類似の宝冠であったとも考えられる。最後に光背の表現は、百済の制作である瑞山磨崖仏の本尊に見える光背と、全羅北道益山蓮洞里の石造如来坐像の光背とは、完全な一致とはいえないが、中宮寺像に見られる光背の中心部表現や全体的な構成を考えると、百済系とは無関係ではないと考えられる。しかし中宮寺像に百済半跏像または、七世紀の百済仏像の様式がよく現れているとしても、そもそも七世紀の百済には中国の影響が強く見られるから、中宮寺像に現れる上記のような独特な表現は、韓半島のみならず中国の間接的な影響をも考慮しなければならぬ面もあろう。今後の課題である。

ここまでの考察から、中宮寺像は時代的には飛鳥・白鳳期の間に造像されたが、野中寺像や法隆寺献納宝物一五六よりは後に造像されたと考えられる。とくに、七世紀初頭に造像されたと認められる瑞山磨崖仏の斉隋様式が、七世紀半ばの日本半跏像の造像に大きな影響を与え、百済が滅亡した六六〇年以後、日本に渡来した百済の工人（仏師）が広隆寺像等の様式を参考にして制作した可能性もある。中宮寺像は時代的な情報や様式が多岐にわたって、様々な議論が起きる要素がある。たんに韓国の半跏像研究のみならず、広く韓国仏像研究にも重要な資料であることに異論はない。今後はさらに研究を深め、日韓両国の学術的交流を通じて、研究を推進させていきたい。

伊勢神宮祭主の研究～平安時代中・後期の祭主と神祇官・伊勢神宮について～

丸山 亮

祭主とは、古代以来、朝廷において、伊勢神宮に対して設置された官職である。神祇官の内、五位以上の中臣氏から選ばれ、四時祭（神宮で行われる四種の神事）に、朝廷よりの祭使（奉幣使）として、伊勢神宮に参向するのが主な職掌であった。

祭主に関する先行研究は、まず、その成立時期についてのものが挙げられ、大きく二つの見解に分かれる。令制以前にその淵源があると⁽¹⁾するものと、平安時代初頭に成立したとするものである⁽²⁾。この点については、祭主の職掌という視点より、再検討を試みた。次に、十世紀末より祭主の権限が拡大する過程について明らかにした、勝山清次⁽³⁾の研究がある。勝山氏の研究においては、祭主の権限拡大の背景について、未だ検討の余地がある。

第一章では、『延喜式』の規定より、特にその職掌に注目し、祭主の成立時期について考察した。

『延喜式』の規定によると、祭主の職掌は、①伊勢神宮に関わるもの（神宮四時祭の祭使・遷宮）、②朝廷における神祇祭祀に関わるもの

の（祭主祈祷）の二種類に分けられる。前者は、伊勢神宮の祭祀に中臣氏が祭使として発遣される事例が、奈良時代より見られる事から、奈良時代にまで遡り得る職掌であり、祭主の本質的な職掌であったと思われる。後者は、平安時代初期に至り、新たに創出された職掌であり、この頃に、朝廷における祭主の地位に変化があった事を示すと思われる。

第二章では、平安時代以降、祭主が神祇官に代わり、伊勢神宮の人事や行財政に関与し、神宮長官としての地位を成立させる過程について考察した。

伊勢神宮は、弘仁八年（八一七）～十二年頃から、「神祇官―大神宮司―祢宜」の指揮命令系統により、管理・運営されていたものが、十世紀末に至り、「祭主―大神宮司―祢宜」に変容し、神宮長官としての地位を成立させることを明らかにした。こうした支配体制の成立は、勝山氏が指摘した、十一世紀末ではなく、正暦二年（九九二）から長保二年（一〇〇〇）にかけて祭主職を務めた、大中臣永頼の頃で

ある事を指摘した。

第三章では、十世紀末に、祭主が神宮長官としての地位を成立させることの背景について、当該期の神祇官・伊勢神宮の変容より考察した。

神祇官では、十世紀以降、神祇伯に諸王が任命され、中臣氏は次官に任命される事が慣例化しており、残存史料からも、神宮に対する神祇官の関与は、薄弱となっていた。一方、神宮では、九世紀以降、神宮の経済基盤である神郡が拡大し、神宮の現地責任者である大神宮司の役割が増していた。しかし、同時期に大神宮司が増員されたことにより、その職をめぐり身内で対立し、その権威が動揺していたと思われる。祢宜においても、十世紀以降、その員数を増加させ、伊勢国内外に独自の経済基盤である御厨・御園を形成するなど、勢力を伸長している事が見取れると指摘した。

以上を踏まえると、十世紀末の神宮長官としての祭主は、神祇官による神宮の支配が薄弱となる中、朝廷の神祇行政を運営し、さらに、伊勢国現地において変容しつつある、大神宮司と祢宜を再編していた事を指摘した。

本稿では、先行研究において殆ど言及される事の無かった、平安時代以降の神祇官・伊勢神宮の事情を考慮して、その背景について考察したことに、先行研究との相違点を見出すことができる。今後の課題としては、平安時代中・後期の神祇官・祭主の財政面の解明を挙げた。

注

(1) 上田正昭「祭官の成立と中臣と日記と日置と」『日本古代国家論究』塙書房、一九六八年(初出一九六四年)。春名宏昭「神祇少副について」『律令国家官制の研究』吉川弘文館、一九九七年。

(2) 藤森馨「平安時代前期の大中臣氏と神宮祭主と祭主制度成立に関する一試論」『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』大明堂、二〇〇〇年(初出一九八六年)

(3) 勝山清次「北伊勢と伊勢神宮」『四日市市史』通史篇古代・中世、四日市市、一九九五年。同「伊勢神宮における祭主支配の成立と展開」『中世伊勢神宮成立史の研究』塙書房、二〇〇九年(初出一九九九年)

南北朝時代における挙状の機能と効力について

真*
下
卓
也

本稿は、南北朝時代における挙状の機能と効力について論ずるものである。

相田二郎氏は著書『日本の古文書上』（岩波書店、一九四九）のなかで、挙状を「下位の者から申出たことを、上位の者に取次いで吹挙する為めに出す文書、又下位の者から上位の者に奉る文書を取次ぐ時に出す文書」と定義している。挙状の推薦状としての役割を端的に示した定義である。

南北朝時代、とりわけ南北朝初期（観応の擾乱以前）における挙状の分析を行ったのが、漆原徹氏である（「守護挙状の機能と特徴」（同『中世軍忠状とその世界』吉川弘文館、一九九八、初出一九九七）。漆原氏は挙状の吹挙内容が大きく軍忠・恩賞・安堵・訴訟の四種類に分類でき、その内容にかかわらず將軍の執事たる高師直が一括受理し、関係機関へ配布していたことを解明した。そして、挙状を幕府の所領安堵・恩賞給付制度上必要不可欠な文書であると評価し、幕府は挙状の発給権（戦功注進権）を足利一門の守護・大将に集中させ、国

人掌握強化を図っていたと指摘している。

一方で、近年は軍事関係文書を検討する際、発給者側の権限や制度だけではなく、文書を入手・利用する受給者側の視点を重要視すべきとの指摘がなされている（堀川康史「北陸道「両大将」と守護・国人」（『歴史学研究』九一四、二〇一四）。個々の事例を検討することによって、従来の制度史的な理解ではなく、内乱の実態に則した軍事関係文書の研究も進められている（永山愛「元弘・建武内乱期における軍事編成―南北朝最初期の軍勢催促状の検討―」（『歴史学研究』九八六、二〇一九）。

以上のような研究史の流れを踏まえ、本稿では申状等の国人側の史料を踏まえて、南北朝時代の挙状に再検討を加え、受給者側から見た挙状について考察していきたい。取り上げるのは相馬岡田氏・播州清水寺・安積氏に残された挙状である。

第一章では相馬岡田氏の挙状について検討する。同氏は積極的な挙状の獲得により所領の拡大を目指した。結局拡大は失敗に終わったけ

れども、拳状自体は存亡の危機にまで陥った際の軍忠の証明としての効力を保ち、相馬岡田氏に保管され、恩賞申請の際に利用されたのである。

第二章では播州清水寺の拳状について検討する。播州清水寺は、幕府の支援を取り付けるため拳状獲得に奔走した。播磨の守護である赤松氏のみならず、経済・信仰両面で深いつながりのある丹波国の守護である仁木頼章にも拳状発給を求めた。しかも、自らの訴えが有利に進むよう事実の改変まで行い、赤松氏・仁木氏双方にも矛盾が無いように拳状を発給してもらうように依頼するなどしていた。拳状と言うのは多分に受給者側の意向が反映されるようになっていたのである。

第三章では安積氏の拳状について検討する。安積氏の事例からは、手続きを終え本来の効力を終えた拳状が、「幕府へ請求した」あるいは「守護・大将が推薦した」という副次的効力を持ちえたということが判明した。国人は、幕府に対しての請求証拠・地域権力に対しては保証証拠という副次的効力を拳状に見出し、取り戻され、保管され、公験化していったのである。

受給者側の意向を受けながら発給された拳状は、手続きを終え本来の効力を失ったのちも、軍忠や恩賞請求の際の公験文書として、知行保証の公験文書としての効力を保ちながら、保管・利用されていたのである。